

厚生労働大臣が定める揭示事項

◆外来感染対策向上加算

院内感染防止対策マニュアルに則り、発熱患者等の対応を行う体制を有し、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受け入れを行っています。

◆医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスの活用など医療DXを推進することで質の高い医療の提供を行う診療体制構築に努めています。

◆医療情報取得加算

質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報)を取得して活用しています。

◆一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定せず、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行する事)を行う場合があります。

◆明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していくため、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。